

平成23年4月1日
北陸地方整備局

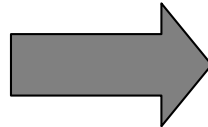
低入札価格調査基準価格の見直しについて

国土交通省では平成21年度、低入札価格の基準となる調査基準価格の算定方法について見直しを行いましたが、平成23年4月1日以降に入札公告をする工事について再度算定方法を見直す旨、本省大臣官房から通知がありましたのでお知らせします。

< 調査基準価格の算定方法 >

H21.4 ~

| これまでの算定方法 |
|-----------|
| 直接工事費の95% |
| 共通仮設費の90% |
| 現場管理費の70% |
| 一般管理費の30% |



H23.4 ~

| 見直し後の算定方法 |
|-------------------|
| 直接工事費の95% |
| 共通仮設費の90% |
| 現場管理費の <u>80%</u> |
| 一般管理費の30% |

< 低入札価格調査基準価格とは >

低入札価格調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと